

**宇都宮市要配慮者
対応マニュアル**

**令和6年4月改訂版
宇 都 宮 市**

目次

	ページ
第1 策定の趣旨	
1 目的	1
2 位置付け	1
第2 基本的考え方	
1 地域との連携のあり方	1
2 福祉社避難所のあり方	1
3 避難支援対象者の定義	1
第3 平常時における支援体制	3
1 宇都宮市における要配慮者の支援体制	3
2 各地区における災害時要援護者の支援体制	4
3 災害時要援護者支援制度について	4
4 避難行動要支援者名簿の作成	6
5 名簿情報の提供と管理	6
6 災害情報伝達体制の整備	7
7 要配慮者のための避難所の確保	7
8 支援の充実のために	8
別紙1 体育館における空間配置図（例）	9
別紙2 地区市民センターにおける空間配置図（例）	10
別紙3 コミュニティセンターにおける空間配置図（例）	11
（様式1） 災害時援護希望申込書（兼台帳）	12
災害時援護希望申込書（兼台帳）（裏面）	13

第1 策定の趣旨

1 目的

集中豪雨や地震等の自然災害発生時において、一人暮らし高齢者や障がい者など避難支援が必要となる人のために、行政と地域が連携して、災害発生時における支援体制を整備することにより、災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう策定する。

2 位置付け

宇都宮市要配慮者対応マニュアルは、「宇都宮市地域防災計画」第1章災害予防計画の「要配慮者支援計画」及び第2章災害応急対策計画の「要配慮者対策計画」（資料1参照）を具体化し、要配慮者に対する支援体制の整備を図るためのマニュアルとして位置付ける。

また、この対応マニュアルは、随時、関係機関等で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとする。

第2 基本的な考え方

1 地域との連携のあり方

災害が発生した初動期において、行政だけで要配慮者を支援することには限界があるため、平常時をはじめ、災害発生時における地域の役割のあり方について、本市の具体的な取り組みを示すものとする。

2 福祉避難所のあり方

災害による避難時において、要配慮者に対して、日常生活に必要な生活支援を行うための「福祉避難所」のあり方について、本市の具体的な取り組みを示すものとする。

3 避難支援対象者の定義

(1) 要配慮者

災害が発生した場合に、的確な情報把握や迅速な避難行動に支援を要する方や、被災後の避難所での生活に配慮や支援を要する方

- ・移動が困難な方
- ・日常生活に介助が必要な方
- ・情報を受けたり伝えたりすることが困難な方
- ・急激な状況の変化に対応が困難な方
- ・言語、文化、生活習慣が異なり、配慮を必要とする方 など

(2) 避難行動要支援者

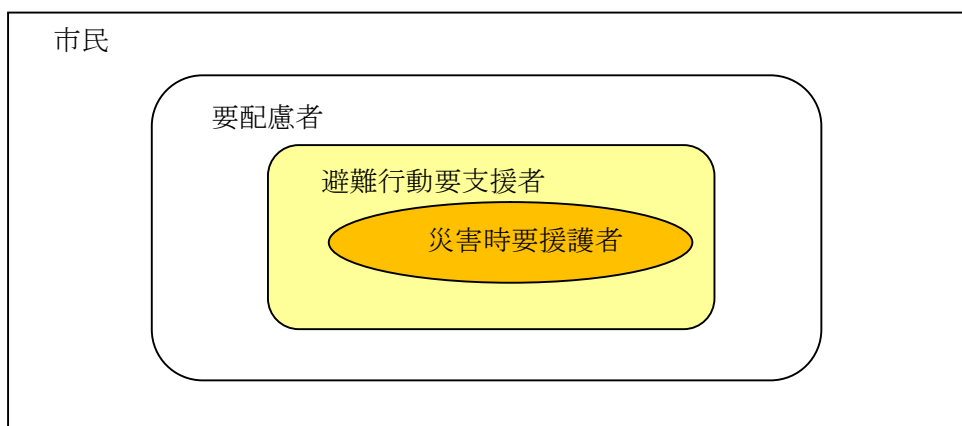
要配慮者のうち、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自力避難が困難な方であり、円滑かつ迅速な避難に支援を必要とする可能性の高い方

避難行動要支援者の定義	
1	要介護3以上の在宅生活高齢者
2	「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者
3	身体障がい者手帳1・2級
4	療育手帳A・A1・A2
5	精神障がい保健福祉手帳1級
6	障がい者福祉サービスを受けている難病患者
	※3～6のうち「施設入所支援」及び「療養介護」の受給者を除く
7	その他災害時の支援が必要と市長が認める方
	※7は、妊産婦、こども、外国人等を含む

(3) 災害時要援護者

避難行動要支援者のうち、避難支援を希望する方であり、平常時から避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意した方

【関係図】



4 避難支援等関係者の定義

災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命・身体の保護のために避難支援等の必要な措置を実施する者

各地区支援班（連合自治会ごとに設置。自主防災会、自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地域まちづくり組織等から構成）、避難支援者（支援班が選任した者）、宇都宮市消防局、栃木県警察（本部、中央警察署、南警察署、東警察署）を避難支援等関係者とする。

第3 平常時における支援体制

1 宇都宮市における要配慮者の支援体制

要配慮者の支援業務を的確に実施するため、保健福祉部局を中心として、支援体制を整備する。

<組織体制>

①	支援総務担当	保健福祉総務課
②	避難行動要支援者担当	保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課，保健予防課
③	福祉避難所整備担当	保健福祉総務課，生活福祉第1・2課，健康増進課

<活動内容>

① 支援総務担当

- ア 要配慮者支援事務全般に関すること
- イ 市組織内の連絡調整に関すること

② 避難行動要支援者担当

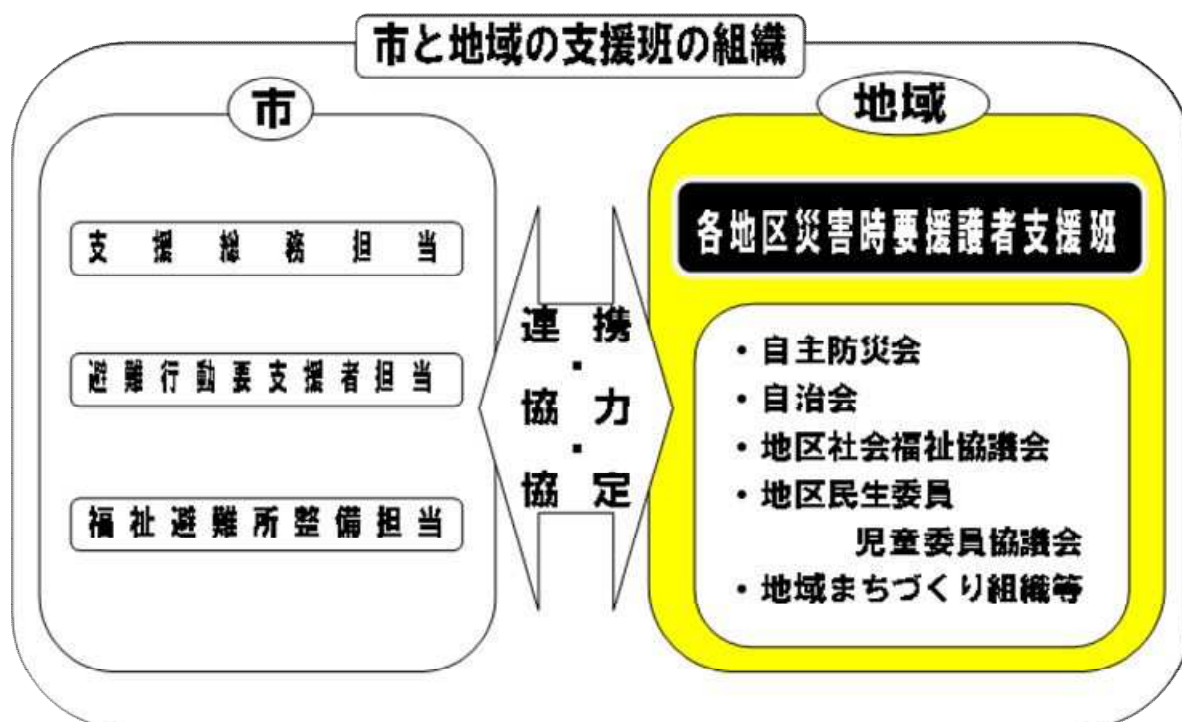
- ア 災害時要援護者支援制度の推進
 - ・災害時要援護者台帳の避難支援等関係者との共有・活用
- イ 避難行動要支援者情報の把握
 - ・名簿の作成，更新
- ウ 災害情報伝達体制の整備
 - ・地区支援班の活動支援
 - ・防災学習会や防災訓練等への支援

③ 福祉避難所整備担当

- ア 福祉避難所の確保，整備
- イ 避難所での支援体制の整備，調整
- ウ 医療支援スタッフの確保
- エ 避難所内の情報伝達体制の整備

2 各地区における災害時要援護者の支援体制

各地区においては、災害時要援護者支援制度を運用するため、自主防災組織、連合自治会、民生委員、地区社協、地域まちづくり組織等で構成する地区災害時要援護者支援班（以下「地区支援班」という）を設置し、災害時要援護者の支援活動に取り組む。



3 災害時要援護者支援制度について

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、避難支援を必要とする災害時要援護者について、あらかじめ支援者や避難場所等を決めておく地域ぐるみの助け合いの制度

(1) 災害時要援護者支援制度のしくみ

- ① 市は、広報うつのみや、市のホームページ等を利用し、災害時要援護者支援制度の周知を行う。また、地区支援班は、日常活動において、制度への新たな対象者の把握や登録の推進を行う。
- ② 制度への登録希望者（避難支援希望者）は、「災害時要援護希望申込書兼台帳（様式1）」（以下、「援護希望申込書」という。）により、市または地域（地区支援班）に登録申請する。申請を地区支援班で受け付けた場合は、その旨を市へ報告する。
- ③ 市は、申請された援護希望申込書に基づき「災害時要援護者台帳（仮）」（以下、台帳（仮）という。）を作成し、台帳（仮）を地区支援班に還元する。
※ 市と地区支援班は、あらかじめ、個人情報保護のための協定を結ぶ。
- ④ 地区支援班は、市から提供された台帳（仮）をもとに、要援護者宅を訪問し、避難支援者や避難場所を決め、災害時要援護者台帳（仮）を完成させる（「災害時要援護者台帳」（以下、「台帳」という。）の作成）。

- ⑤ 市及び地区支援班は、それぞれ台帳を保管（共有）する。
※ 台帳は定期的に更新を行う。
- ⑥ 地区支援班及び避難支援者は、要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時には、要援護者の避難誘導・安否確認を行う。
※ 要援護者の避難誘導等は、地域主導で行う。

（２） 地区支援班の役割

- ア 災害時要援護者台帳の作成・更新
- イ 個人情報（災害時要援護者台帳）の適正管理
- ウ 要援護者に対する、日頃からの声かけ・見守り活動
- エ 日常活動における新たな対象者の把握，制度への登録の推進

（３） 避難支援者の役割

- ア 要援護者に対する、日頃からの声かけ・見守り活動
- イ 災害発生時における、災害時要援護者の避難誘導
- ウ 個人情報（要援護者情報）の適正管理
- エ 避難誘導後，地区支援班への要援護者の避難状況等の報告

災害時要援護者への支援体制の整備にあたって

- ▶ この制度を十分説明し，制度を利用するか否かは要援護者や家族に判断していただきます。
- ▶ 要援護者の個人情報を，必要に応じて地域の避難支援者に開示することに同意していただく必要があります。
- ▶ 避難支援者の選定は，要援護者の希望を確認した上で，地区支援班が調整します。
- ▶ 本制度は，地区支援班や避難支援者に法的な責任や義務を課すものではなく，自身や家族の身の安全を確保した上で，可能な範囲で避難支援を行うものであるため，災害時の状況によっては避難支援ができない場合もあることを御理解いただく必要があります。

4 避難行動要支援者名簿の作成について

(1) 避難行動要支援者名簿

市は、災害対策基本法に基づき、「災害時要援護者台帳」とは別に、要介護認定者や障がい者手帳所持者などの市で把握する情報を基に、災害時に支援を必要とする可能性の高い方の名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

避難行動要支援者数

令和5年度現在

	避難行動要支援者の定義	人数
1	要介護3以上の在宅生活高齢者	4,264
2	「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」における見守り対象者	82
3	身体障がい者手帳1・2級所持者	6,570
4	療育手帳A・A1・A2所持者	1,163
5	精神障がい保健福祉手帳1級所持者	779
6	障がい者福祉サービスを受けている難病患者	36
7	その他災害時の支援が必要と市長が認める方	1,136
	計	14,030

(2) 避難行動要支援者名簿の更新

名簿の更新については、関係部局で把握している情報を基に適宜更新し、最新情報の把握に努めるものとする。

5 名簿情報の提供と管理

(1) 名簿情報の提供

- ① 災害時要援護者台帳については、その情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供する。
- ② 避難行動要支援者名簿については、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある時は、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。

(2) 情報の管理

地区支援班への災害時要援護者台帳提供に際しては、個人情報の管理を適切に行うために「災害時援護希望申込書（兼台帳）等に関する協定書」を締結する。

また、台帳情報の提供を受けたものに対して、法律上の守秘義務が課

せられ、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを説明・指導し、台帳情報を適正に管理する。

6 災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報を要配慮者や避難支援等関係者に対して、迅速かつ正確に伝達するため、あらゆる手段を用いた情報伝達ルート、手段を整備する。

(1) 多様な手段の活用による通信の確保

風水害時等における要配慮者や避難支援等関係者への避難準備・高齢者等避難開始等の伝達や、災害時における様々な関係機関との連携を図るため、ラジオ、テレビ放送、広報、メール配信（メール配信サービス登録者のみ）、市ホームページにより情報伝達を行う。

(2) 情報の伝達が困難な災害時要援護者への情報伝達

避難支援者は、情報の伝達が困難な災害時要援護者に対して、直接災害情報を伝達するよう努める。

7 要配慮者のための避難所の確保

災害時の避難所には、小中学校の体育館や地区市民センター等が指定される（指定避難所）。

要配慮者については、身体介護や健康相談等の特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を確保する。

(1) 福祉避難所

全ての指定避難所を福祉避難所とし、要配慮者に配慮した部屋やエリア、設備の確保や、ボランティア等による身体介護、保健師による健康相談や保健指導等を行う。

なお、避難者への支援は公平を原則とするが、要配慮者には十分に配慮する。

要配慮者への配慮の例

- ▶ トイレに近い場所の確保
- ▶ 暑くなく・寒くない場所への誘導
- ▶ 畳の部屋がある場合は要配慮者を優先
- ▶ 車いすの方のために簡易ベッドを用意
- ▶ 乳児を連れてきている方のために授乳スペースを確保 等

※別紙に空間配置図（例）（別紙1～3）

(2) 民間福祉避難所

重度の介護が必要な方や重い障がいのある方など、福祉避難所における生活が困難な方については、民間の社会福祉施設等を活用する「民間福祉避難所」へ移送し、専門的な身体介護等を行う。なお、必要物資や介護専門職員等の人材については、協定やボランティア等により市が確保する。

- ・ 市と社会福祉施設は、「災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」により、協定を締結している。
- ・ 電話不通時においても連絡・調整ができるよう、協定締結施設にはMCA無線機を配備している。
- ・ 民間福祉避難所へ移送する方については、避難所の保健師の意見や避難者・ボランティア・市職員で組織する避難所運営委員会の判断により選定する。

8 支援の充実のために

(1) 防災知識の向上

要配慮者自身が必需品の準備や避難経路・避難場所等を確認するなど、防災に関心を持ち正しい知識を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を図る。

(2) 避難支援等関係者の育成

地域防災関係団体やボランティア等の中から、地域の要配慮者への支援活動を継続的・専門的に担う人材を、研修等を通して育成する。

平成18年度 策定

平成29年3月 改訂

平成30年3月 改訂

令和6年4月 改訂

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課

632-2919